

令和7年11月26日
人 事 課

福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部改正について

1 趣 旨

人事委員会の給与等に関する勧告（令和7年9月30日）等を受け、職員給与の改定等を行う。

2 概 要

(1) 月例給の引上げ（平均+3.00%）

(2) 期末・勤勉手当の引上げ

管理職・一般職員 年間 4.60 月 → 4.65 月 （+0.05 月）

知事・副知事等 年間 3.45 月 → 3.50 月 （+0.05 月）

(3) 通勤手当の見直し

駐車場の利用に対する手当を支給（上限 5,000 円/月）

(4) 教員の処遇改善

①教職調整額を引上げ

※福井県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正

R8 年：4% → 5% （R13 年までに 4%から 10%へ段階的に引上げ）

②管理職の給料を引上げ（教職調整額と同様に R13 年までに段階的に引上げ）

小中学校 R8 年：+4,000 円/月

高等学校 R8 年：+3,800 円/月

(5) 夜間中学校（若杉中学校）に勤務する教員への手当の新設

上限 900 円/日

3 施行日

- ・ 2(1)および(2) 公布の日(令和7年4月1日適用)
- ・ 2(3)および(5) 令和8年4月1日施行
- ・ 2(4) 令和8年1月1日施行